

恒川遺跡群

昭和61年度範囲確認調査概要報告書

1987.3

長野県飯田市教育委員会

恒川遺跡群

昭和61年度範囲確認調査概要報告書

1987.3

長野県飯田市教育委員会

序

古代伊那郡衙址の実体解明を目指とした恒川遺跡群の範囲確認調査は、本年で第5年次を数え、新しいいくつかの事実を蓄積しその保護に向けて一步前進できたのではないかと私考しています。

今年の調査実施にあたり、文化庁そして奈良国立文化財研究所の担当者から専門的な立場で、中心的位置の抽出がなされ、今後の保護策立案等に指針を得たことは大きな成果であったと考えています。

また、現地調査においても、周囲との強い関連を示す結果が得られ、調査箇所の具体的な位置づけがおぼろげながら見えたのが本年の調査であり、古代官衙址の様相解明に一步近づいたのではないかと考えています。

最後に、再三にわたり、ご指導・ご助言をいただいた文化庁・奈良国立文化財研究所・県教育委員会文化課の関連諸機関及び私有地の発掘調査を快諾いただいた地権者の方々、そして現地での調査に汗を流していただいた方々と、本調査に関係された各位に心からの感謝を申し上げます。

昭和62年3月

飯田市教育委員会

教育長 福島 稔

例 言

1. 本書は、恒川遺跡群の内容と範囲を確認し、推定伊那郡衙址の実体解明のために国・県の補助を受け昭和61年度に実施した重要遺跡範囲確認緊急調査の概要報告書である。
2. 発掘調査は、飯田市教育委員会の直営事業として実施した。
3. 本書は調査員全體で検討の上、小林が執筆した。
4. 調査地点の番号は、昭和57年度実施地区からの一連番号とし、本年度調査地点は第10地点である。
5. 本調査の出土品及び諸記録は飯田市教育委員会で保管している。

目 次

I 調査経過	5
I 調査組織	5
1 調査団	5
2 指導	7
3 事務局	7
II 調査の概要	7
1 調査地点の概要	7
2 調査	9
1) 調査区の設定	9
2) 基本的上層状況	9
3) 造構	9
4) 造物	11
III まとめ	11

挿 図 目 次

第1図 恒川遺跡群の位置	6
第2図 調査地点及び官衙的造構分布概要図	8
第3図 第10地点調査範囲内造構分布図	10

図 版 目 次

図版 1 第10地点全景	13
図版 2 弥生時代住居址	14
図版 3 古墳時代住居址	15
図版 4 奈良時代造構	16
図版 5 奈良・平安時代造構	17
図版 6 作業風景	18

I 調査経過

恒川遺跡群の範囲確認調査は、本年度で第5年次を迎えることとなった。前年度までの調査は、地元研究者を主体に遺跡群全体の範囲把握及び、部分的な内容の究明について調査を行って来た。前年度までの調査により、遺跡群に関するいくつかの事実が示され、調査方法等についても新しい視点に立っての対応が必要となって来た。

今年度の調査については、恒川遺跡群の立地する環境・土地利用状況等により一貫した調査実施は困難な点もあるが、既調査結果をふまえ、より具体的な遺跡群の性格、特に官衙址としての実体を明らかにすべく、全国的視野に立っての調査方針等につき、文化庁・奈良国立文化財研究所等から、指導・助言を受けて実施することとなった。

具体的には、遺跡群北寄りの築師垣外遺跡の一画が1ヶ所、遺跡群南西部にあたる倉垣外地籍に1ヶ所の2ヶ所が、地形及び既調査結果等から官衙城の中心的位置にあたると想定された。

本年度以降の調査実施にあたり、中心と想定された2ヶ所をその中心に置いて考えることはもちろんであるが、実際には国道バイパス開通後の沿線部における開発が急激に進行する状況下にあり、その対応策も含めての現地調査をすることとなった。

本年度の調査は、既調査において確認された掘立柱建物址群をはじめとする遺構・遺物との関連、官衙城の中心地区の1つと想定された倉垣外地籍との関連把握をすべく、遺跡群南西端にあたる田中地籍において実施した。

II 調査組織

1 調査団

調査団長	大澤和夫			
調査副団長	今村善興			
調査員	佐藤魁信	岡田正彦	市沢英利	小平和夫
	佐々木嘉和	山下誠一	佐合英治	桜井弘人
	片山徹	松枝高明	木村英俊	岡田裕
	吉川金利	小林正春		
作業員	今村勝子	福沢トシ子	細井光代	正木実重子
	正木睦子	向田一雄	吉川正実	佐々木智子
	佐々木いさ子	大島利男	溝上清見	窪田多久三
	高木義治	森章	木下伝	松下真幸



第1図 恒川遺跡群の位置

佐々木 啓 平沢 今朝光 藤本 幸吉 片桐 卓治
小室 幸光 三石 みすず 高橋 収二郎 細田 七郎
木下 当一 木下 喜代恵 牧内 松よ 村沢 愛藏

2 指導

文化庁
奈良国立文化財研究所
長野県教育委員会

3 事務局

飯田市教育委員会社会教育課

事務局長	塩沢 正司	社会教育課長
事務局員	池田 明人	社会教育課文化係長
	小林 正春	" 文化係
	吉川 豊	" "
	新井 智子	" 庶務課
	土屋 敏美	" "

III 調査の概要

1 調査地点の概要

本年度調査地点は、恒川遺跡群の南西端にあたる田中地籍の一画で、昭和51・52年度において国道バイパス建設に先立って調査実施した箇所及び昭和61年度に民間開発により調査した箇所の双方に隣接する。

隣接する既調査の2箇所のうち、国道バイパス用地からは、棟方向をそろえた掘立柱建物址群、石敷を行する大型の竪穴、「和同開墾」銅錢などが発見され、恒川遺跡群の性格が古代官衙として注意される端緒となった地点である。また、民間開発により61年度に調査した箇所からも大型の掘り方の掘立柱建物址群、完形に近い円面窓などが発見され、前者と合せ恒川遺跡群内における官衙的性格を強く示す一画であるといえる。

本年度調査箇所も隣接地の状況から、当然関連した遺構等の存在が予測され、その結果によっては、恒川遺跡群内における官衙的性格と具体的な内容を明らかにできると考えられる場所である。

なお、57年度からの確認調査実施箇所について、順次一連番号を付しており、本年度調査箇所を第10地点とした。

第2図 調査地点及び官衛的遺構分布概要図



2 調 査

前年度までの調査は、土地利用状況等の制約もあり、トレンチ等による部分的な調査であったが、本年度調査地点がたまたま駐車場ということで、重機を導入しての表土剥ぎ等の作業が可能であり、当初から $15m \times 16m$ の範囲にわたる面的な調査を実施した。

(1) 調査区の設定

本地点は先述のとおり、既調査箇所に隣接しており、以前検出された諸遺構との関連が考えられるので、バイパス調査時に設定した $2m$ 単位の方眼を基準とし、その延長として調査区を設定し、作業を行った。調査グリッドは、国道153号座光寺バイパスのセンターを基準とし、50ラインとなっており、今回調査地点4隅のグリッドはT A N B X60、K U R A E 58、A A 68、A C 65であり、調査面積は 240 m^2 となる。

(2) 基本的土層状況

調査範囲内における土層堆積状況は、既調査箇所の状況と基本的には共通するが、本地点の立地が段丘先端の舌状部にあたるため、調査範囲内において微妙な変化をみせている。

本地点における基本的な土層堆積状況は順次上から耕土・黒色土・黒褐色土・褐色土・黄色砂土・黒灰色砂礫土となる。このうち黄色砂土以下は地形形成の地山となり、遺構の確認できるのはこの面である。また、黒褐色土上面と黒褐色土中に1~2面の鉄分沈殿面(層)があり、中世以前の耕作面あるいは生活面が複数あったと考えられる。

遺構検出面については、断面観察によれば平安時代住居址等が褐色土からの掘り込みをえられるが、最終的には地山である黄色砂土上面となった。

調査範囲内の東側約 $1/3$ 付近で旧地形(地山面)が大きく変化する。国道バイパス側は地表面からの深さ $0.8 \sim 1.2m$ とほぼ平坦面で連続するが、東側 $1/3$ 付近から傾斜が始まり、東端部の地表面から地山の黄色砂土上面までは $1.5 \sim 1.6m$ と土砂の堆積が厚くなる。

(3) 遺 構

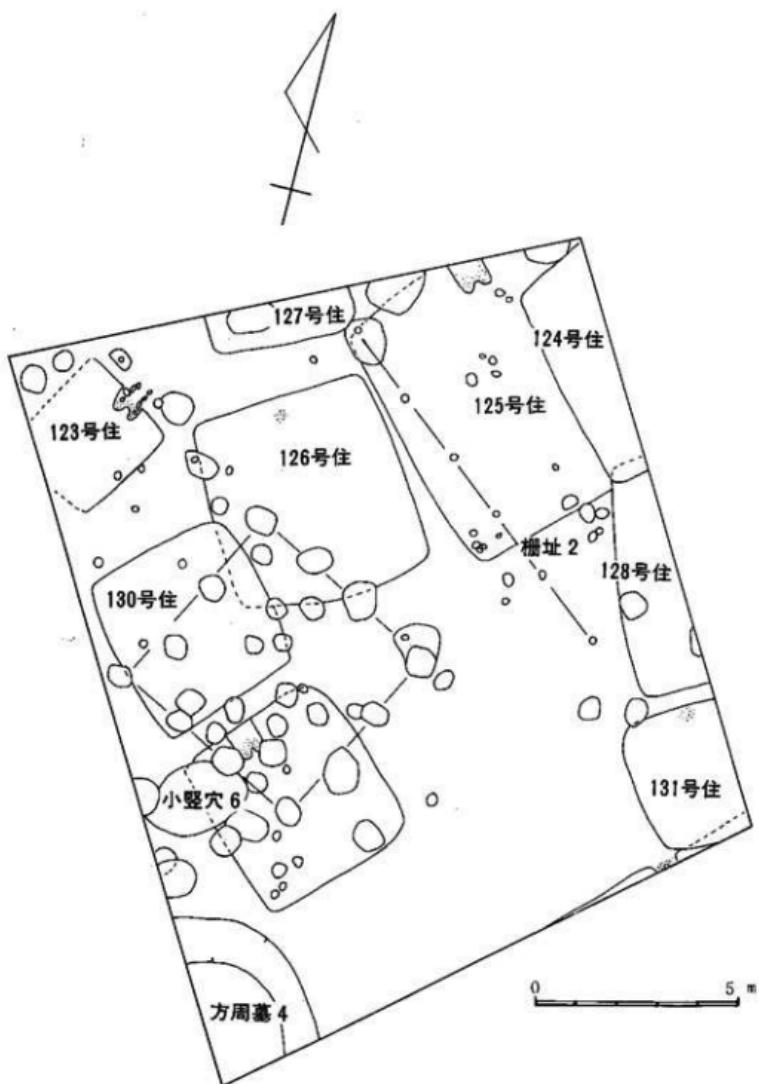
今調査により確認した遺構は、竪穴住居址・掘立柱建物址・溝址・柱穴列等がある。遺構番号は、既調査地区の遺構に続き一連番号とした。

竪穴住居址は、弥生時代中期・古墳時代後期・平安時代の各時代に属するもので、古墳時代が主体を占める。なお、時代の確定困難なものもあり、この内には奈良時代に位置づく可能性を持つものもある。竪穴住居址は各時代合計10軒を数える。

掘立柱建物址は、住居址等との重複が著しく、形態等把握に手間取り、当初の掘り込み面(生活面)より下がった面もしくは、竪穴住居址床面での検出となり、本来の姿で検出できなかった点もある。

また、柱掘り方の埋土状況も住居址覆土を埋め戻したもののが主体となり、柱痕及び柱抜き取り痕等の確認はほとんど不可能であった。

R153座光寺バイパス



第3図 第10地点調査範囲内遺構分布図

掘り方内からの出土遺物等により、時代決定は困難であるが、住居址等との切り合い関係から、古墳時代後期より新しく、平安時代より古い時期のものであり、奈良時代に位置づけるのが妥当といえる。建物址の数は不明確な点もあるが3～4棟と考えられる。

建物全体及び柱掘り方規模等は、既調査のバイパス及び民間開発箇所で検出されたものとの共通点が多く、本地点を含む周辺が、奈良時代官衙城の一画であったことを示すといえる。

調査範囲南西隅に検出された溝址は、出土遺物はわずかであり、時代決定は困難であるが、形態・土層から弥生時代の方形周溝墓と考えられる。

柱穴列については、土層及び他遺構との切り合い関係から、今次調査により検出された諸遺構のうち最も新しく、平安時代以降と考えられる。このうち、直線的にはば等間隔で並び、櫛的な施設の存在も予測されるものもある。

(4) 遺 物

出土遺物は、確認した遺構に伴うものを主体として、弥生時代中期から中世に至る間の土器・石器等がある。

弥生時代の遺物は、中期後半の土器・石器が主体であるが、後期土器片も若干出土した。

古墳時代の遺物は、土師器・須恵器の各器種が出土し、石製模造品臼玉等もある。

奈良時代の遺物は、量的には少ないが土師器・須恵器があり、須恵器に良好な資料が得られ、小破片ではあるが円面鏡と考えられるものも出土している。

平安時代の遺物も比較的出土量が多く、土師器・須恵器・灰釉陶器などがある。

IV ま と め

本調査の本旨とするところは、恒川遺跡群にその存在が予測される古代官衙址（＝伊那郡衙址）の大体究明にあることはいうまでもないが、本年の調査を終えてもそれが成し得たとはいえないのが実情である。

本年の調査実施にあたり、文化庁山崎文化財調査官及び奈良国立文化財研究所山中文部技官により、全国的視野に立っての研究成果等をふまえ、恒川遺跡群の前年度までの調査結果の検討及び現地詳査による指導を得るとともに、官衙城の中心部抽出の検討を行い薬師塙外遺跡及び倉垣外地籍を候補地としたことは大きな成果であったといえる。

本年度調査地点は、それをふまえ、中心部の1つと想定された倉垣外地籍の南側にあたり、既調査により遺跡群全体としては、官衙の遺構や遺物が比較的集中して検出された地区の一画にあたり、調査範囲周辺の具体的な状況が示されることが予想される場所である。

調査の結果は、当初予想に近いものであったが、他時代の遺構との重複が予想外に著しく、単純には把握できなかった。掘立柱建物址のうち既調査箇所で検出されたものと規模・形態・方向の共通するものがあり、一画が奈良時代官衙城の中で、規格的に建物配置されていた可能性が強いといえる。

地形的に段丘先端の舌状部にあたるという制約もあり、官衙城の中心的な位置づけは困難ではある

が、北側に接して位置する倉垣外地籍に1つの中心部を求めれば、それに関連した施設群の存在した場所と考えられる。

また、広範囲にわたる恒川遺跡群内における官衙的性格の分布状況から、倉垣外地籍を中心とした官衙域のあり方は地形的条件・位置等により、期間的にあまり長期にわたらない官衙域もしくは特定の性格のみを有した一画である可能性が指摘できる。その中心部として想定される倉垣外地籍の具体的な内容把握が必須の条件といえそれに合わせ、もう1つの中心部と想定される薬師垣外遺跡の内容と比較検討ができるれば、恒川遺跡群の実体が、すなわち古代官衙址のあり様が具現されるといえる。

図版1 第10地点全景



南から

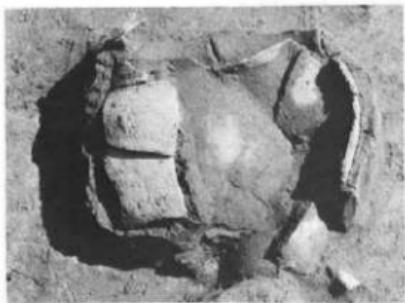


西から

図版2 弥生時代住居址



126号住居址

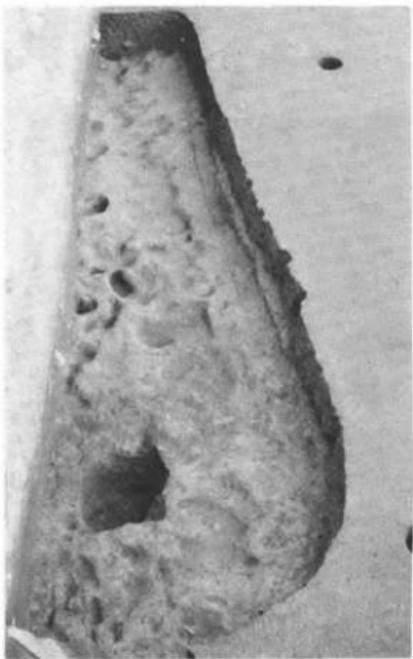


-14- 同住居址出土土器・石器

図版3 古墳時代住居址



125号住居址



124号住居址

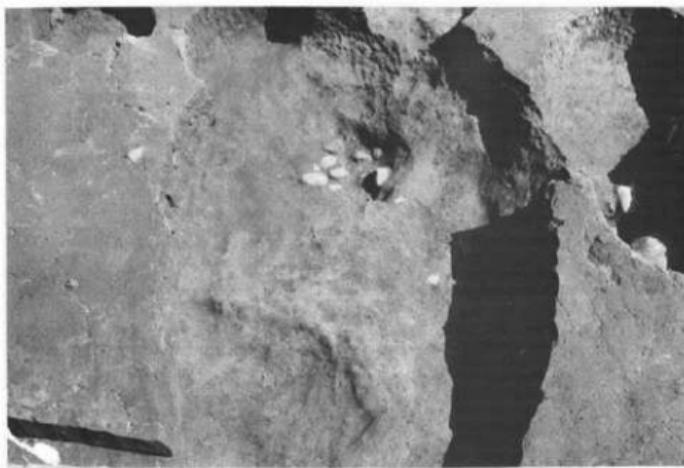


124号住居址出土砥石

図版4 奈良時代遺構



掘立柱建物址22



小堅穴 6

図版5 奈良・平安時代遺構



奈良～平安時代集石



平安時代123号住居址

図版6 作業風景



恒川遺跡群

—昭和61年度範囲確認調査概報—

発行日 昭和62年3月31日

発行者 飯田市教育委員会

長野県飯田市大久保町2534番地

印刷所 布 飯 田 プ リ ン ト

